

## 道の駅北浦街道豊北マスコットキャラクター『ほっくん』の使用に関する要項

### ① 使用承認申請等について

マスコットの使用を希望される方は、あらかじめマスコット使用許可申請書を道の駅豊北に提出して下さい。

尚、次のいずれかに該当する場合には承認できません。

1. 道の駅豊北のイメージを損なうと認められる場合。
2. 特定の政治、思想、または宗教等の活動に関するものと認められる場合。
3. 営業または販売物に使用する場合。

ただし、あらかじめ当駅と協議し、許可を得たものは除く。

### ② 使用料について

マスコットの使用料は、基本的に無料です。

### ③ 見本の提出

使用承認を受けた方は、当該承認に係る見本品を提出して下さい。

ただし、提出困難なものについては、その写真の提出を持って代えることができます。

### ④ 遵守事項

1. マスコットの使用承認を受けた目的のみ使用すること。
2. マスコットの使用をすることができる権利を第三者に譲渡、または転貸しないこと。
3. マスコットのデザインの改変等をしないこと。